

施設・インフラ用ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、福島市が所有する施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象となる施設等や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

ネーミングライツの募集は、本ガイドラインに基づき、各施設等の所管部局が、募集要項等を定め実施するものとします。

2 ネーミングライツ導入の目的

- (1) 資源（福島市所有の施設等）の有効活用を通じて、自主財源の確保を図ります。
- (2) 民間事業者による社会貢献の手段として、施設等の親しみやすさや知名度向上につなげることを目的とします。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、施設等の管理等に役立てるものです。
- (2) ネーミングライツ導入後、市はホームページや広報印刷物などにおいて愛称を使用することとしますが、条例等で定める施設等の正式な名称は変更しません。
なお、ネーミングライツは、施設等に愛称を付与する権利であり、ネーミングライツ・パートナーが自由に看板や案内サイン等（以下「看板等」という。）の設置及び変更ができる権利ではありません。

4 導入の手続き

別紙1：「ネーミングライツのフロー図」を参照

- (1) 市が特定した施設等について、名称を募集する場合（以下「施設特定型」という。）
- (2) 相手方から導入施設等の提案を募集する場合（以下「提案募集型」という。）

5 導入の対象施設等

- (1) ネーミングライツは、市が設置している文化施設、スポーツ施設、公園などの施設（及びそれらの一部）のほか、市が所有する財産のうちネーミングライツを導入することにより効果が見込まれるものについて、導入を検討するものとします。
- (2) 導入する施設等は、施設等の性格、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮し決定するものとします。

ただし、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや、施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象から除外します。

例：庁舎や学校等

- (3) 選定しようとする施設等が指定管理者制度を既に導入している場合は、指定管理

者の不利益とならぬよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

6 希望金額の算定について

市は、施設等の利用者数やメディアに取り上げられる頻度、他自治体の類似事例などを考慮するほか、愛称使用に伴い市に生じる費用等も踏まえ、施設等ごとにネーミングライツ料の希望金額を算定します。

この希望金額は、あくまで目安となる金額であり、希望金額を下回る提案を行うこともできます。ただし、複数の応募があった場合で、希望金額以上の提案を行った者がいる場合は、希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権者を選定します。また、提案金額が希望金額と比べて著しく低い場合、1者のみの応募であっても優先交渉権者として選定されない場合があります。

7 契約期間

原則3年以上とし、応募者による提案とします。

ただし、施設等の特性に応じて、または、指定管理者制度導入（予定）施設等については指定期間を考慮し、終期となる期間を市が設定することがあります。

なお、年度の途中からネーミングライツを導入する施設等については、3年以上経過後の年度末（3月31日）が契約満了日となるよう提案することとします。

8 愛称

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

(4) 愛称使用の制限

施設等使用者の意向（スポンサーの競合等）により、愛称の使用が制限されることがあります。

(5) 愛称の構成

愛称の構成は、原則として企業名や商品名を愛称の前半に付けるものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの希望により変更できるものとします。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集方法

- ① 募集は、原則公募とし、市のホームページや「ふくしま市政だより」等に掲載することにより行います。
- ② 施設特定型の募集は、施設等ごとに所管部局にて募集要項等を作成し実施することとします。
- ③ 提案募集型の募集は、別の一連の手続きを示すこととします。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、次の通りとします。

ア) 法人格を有する者。

イ) その他市長が特に認める者。

ただし、次の事項（欠格要件）に該当する者は除きます。

なお、施設等の特性に応じ、募集要項等において下記以外の事項についても規定する場合があります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 福島市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ③ 公租公課を滞納している者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされている者
- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥ 政治団体又は宗教団体
- ⑦ 暴力団（福島市暴力団排除条例（平成24年福島市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者
- ⑧ 指定管理者制度を導入している施設等にあつては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- ⑨ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者
例：消費者金融、たばこ、パチンコ、風俗、商品先物取引

(3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項等

- ① 施設特定型は、応募に必要な事項を記載した募集要項等を作成します。

例：応募資格、希望金額、契約期間、評価基準、提案様式、施設等概要（利用者数、配置図、設置・変更等が可能な看板等の位置・規格など）

② 応募など一連の手続きをあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

募集期間は、次のとおりとします。

① 施設特定型 … 原則として30日以上とします。

② 提案募集型 … 通年募集とします。

(6) 応募がなかった場合の取り扱い

施設特定型では、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項等に定める条件を見直し再度の公募を実施するか、又は募集を取りやめます。なお、施設特定型の募集を取りやめた後に提案がなされた場合は、提案募集型として提案されたものとします。

10 選定方法

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、関係部局の職員等からなる選定委員会を設置し、優先交渉権者の決定等について審査及び選定を行います。また、この場合必要に応じて助言者の出席を求めることができますものとしてします。

(2) 選定基準等

① 資格審査

応募資格を満たしているか確認します。欠格要件に該当する場合は失格とします。

② 提案内容の評価（①の資格審査を通過した者のみ）

別紙2：「ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準」を参照

(3) 優先交渉権者

優先交渉権者は、他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができます。優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と契約締結に向けて交渉します。

11 提案募集型における回答

提案募集型への応募に対し、不採用となった場合は、応募を受けた日から、原則3カ月以内に理由を付して文書で回答します。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後（契約締結後）、すみやかに当該法人の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページにより公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う費用負担及び表示変更基準

(1) 費用負担

ネーミングライツ料以外の市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

No	区 分	市	ネーミングライツ ・パートナー
1	愛称を用いた看板等の設置、変更及び維持管理 ^{※1}		○
2	契約期間終了時の原状回復		○
3	市が作成する印刷物（パンフレット、封筒等）や市のホームページの変更	○	

※1 新設看板等及び既設看板等の表示変更部分に係る維持管理費はネーミングライツ・パートナーの負担となります。

(2) 表示変更基準

ネーミングライツの導入に伴って付与された愛称を用いた看板等の設置及び変更をネーミングライツ・パートナーが実施する場合は、次の各号によるものとします。

① 施設等の建物の外壁及び内部並びに施設等の敷地内の看板等は、原則として市が設置した既存の看板等のみ変更することができるものとし、変更可能な看板等の数、位置、現況写真等について、募集要項等に記載することとします。

新規の看板等の設置については、募集要項等に、設置の可否を含め記載することとします。

② 施設等の敷地外の看板等は、原則として変更できませんが、市が設置した既存の看板等について、市や関係機関と協議の上、変更可能な看板等があった場合のみ変更することができるものとし、新規の看板等の設置は認めません。

表示面積が5㎡を超えるものは、あらかじめ市長に届けなければなりません（屋外広告物条例）。また、高さ4mを超えるものは、建築確認申請の手続きが必要となります（建築基準法）。

③ 前各号に定める看板等の設置及び変更を行う場合は、施設等外観及び近隣の景観と調和がとれた配色等とするものとします。

④ 看板等の設置、変更は、契約期間開始後に実施するものとし、撤去については、契約期間満了までに実施するものとします。

⑤ 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

14 ネーミングライツ・パートナー特典

(1) PR展示スペースの設置

ネーミングライツ・パートナーは、施設等の建物内や敷地内において、PR展示

スペースを設けることができます（1ヶ所、面積2㎡まで）。施設等の特性により取り扱いが異なりますので、PR展示スペースの設置の可否及び位置等詳細については、募集要項等に記載します。

なお、本スペースは展示・表示スペースであり、物販及び社員等による営業活動等のスペースではありません。

(2) その他

施設の特性に応じ、その他のネーミングライツ・パートナー特典を設ける場合は、募集要項等に記載します。

15 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。ただし、市民、当該施設等の利用者、当該施設等において開催される興行の主催者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。

16 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーは、市が指定する日までに、自己の負担により、看板等を撤去するなどの原状回復を行うものとします。

17 契約期間満了時の取り扱い

契約期間が満了となる場合、市は当該施設等のネーミングライツの継続実施の可否を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更になることを避けるため、ネーミングライツを継続実施する施設等においては、下記のとおり取り扱いとします。

(1) 継続実施の可否判断及び募集要項（契約期間満了時用）等の作成

市は、契約期間が満了する7ヶ月前までに、当該施設等のネーミングライツの継続実施の可否を判断し、継続実施する場合は、次期募集期間における募集要項（契約期間満了時用）等を作成します。なお、ネーミングライツ料の希望金額について、契約満了時点での施設等の利用者数やメディアに取り上げられる頻度、他自治体の類似事例などを再確認するほか、社会情勢の変化等の影響も考慮して再度算定し、募集要項（契約期間満了時用）等に記載します。

(2) 現ネーミングライツ・パートナーへの通知

市は、契約期間が満了する7ヶ月前までに、現ネーミングライツ・パートナーに対し、当該施設等におけるネーミングライツの継続実施の可否を通知し、継続実施する場合は、次期募集期間における募集要項（契約期間満了時用）等を交付します。

(3) 現ネーミングライツ・パートナーの手続き

現ネーミングライツ・パートナーは、募集要項（契約期間満了時用）等を確認し、再度の契約を希望する場合は、契約期間満了の半年前までに、市の指定する

更新申請書を提出し、選定委員会による審査で承認された場合、優先交渉権者として決定されるものとします。

(4) 選定基準等

別紙3：「ネーミングライツ・パートナー更新に係る評価基準」を参照

18 その他

施設等の特性に応じ、本ガイドラインに定めがない事項の規定が必要な場合、又は本ガイドラインの規定と異なる取扱いが必要な場合は、各施設等の募集要項等に記載することとします。

19 施行時期

このガイドラインは、平成29年8月10日から施行します。

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和3年5月13日から施行します。

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和6年12月1日から施行します。

このガイドラインは、令和7年6月1日から施行します。

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行します。